

傷病手当金の対応変更について

一度支給した傷病手当金について、後に支給期間中に障害年金を受給していたことが判明した場合、あるいは事業主より報酬の訂正があった場合等、従来は被保険者にその後続きの傷病手当金の請求があるときは、続きの請求での支給額を相殺して調整後、支給していましたが、健康保険法では相殺が認められていないため、相殺手続きはできないと監督官庁から指摘を受けました。

つきましては、今後の対応を以下のとおりに変更させていただきますのでご注意ください。

- 修正のあった傷病手当金については、一度全額返還していただき、正しい金額を再度支給いたします。その後新たに続きの傷病手当金を全額支給する手続きを行います。
- 対象の被保険者に続きの傷病手当金の請求がある場合は、従来通り当健康保険組合で返還のお手続きをさせていただくため、別途お振込みをいただく必要はございません。
- 上記の対応を行う方には、当健康保険組合での手続きの証憑として、「給付金支給額のお知らせ」と、今後新たに「傷病手当金の返還請求について」、「領収証」を送付します。
- 続きの傷病手当金の請求がない方については、従来通り返還請求を行います。

阪急阪神健康保険組合

健保ホームページ <http://www.hankyu-hanshin-kenpo.or.jp>